

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成23年9月6日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成23年9月6日(火) 午前10時 開会
午前10時24分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	木村勝彦	委員	大澤千恵子
委員	三宅秀明	委員	上村高義	委員	山崎雅数
委員	原田平				
議長	藤浦雅彦	副議長	森西正		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

- ・平成23年第3回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○南野直司委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

それでは、理事者からあいさつを受けることにします。

小野副市長。

○小野副市長 おはようございます。議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

今月8日から開催されます平成23年第3回定例会で、報告案件3件、認定案件9件、予算案件2件、条例案件4件、その他の案件1件の計19件を予定いたしております。

案件の概要につきましては総務部長より説明いたしますので、よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申しあげたいと存じます。

○南野直司委員長 本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名いたします。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いいたします。

有山総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成23年第3回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第10号は摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分の報告の件であります。

平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同法律の施行により適用条項の改正が必要な部分を同日付で専決処分するもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げるものです。

その内容は、第66条において、項ずれの是正を行い、第136条は、項ずれ

と独立行政法人等に係る規定の削除に伴う整備でございます。附則第12条は、項ずれと停車場建物等に係る規定の削除に伴う整備でございます。最後に附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、新条例の規定中、都市計画税に関する部分につきましては、平成23年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、従前の例によるものでございます。

次に、報告第11号は損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成23年8月2日火曜日の午前9時40分頃に、発生しましたリサイクルプラザ臨時職員の業務中における自動車の損傷事故でございます。草刈中に草刈機で石を巻き込み、配布用腐葉土を取りに来ていた構内走行中の市民の車両助手席側後部窓ガラスに損傷を与えた事故にかかる損害賠償の額を定める専決処分の件です。この修理代、2万9,379円は全額、本市の過失割合が100%と認定され、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われております。

報告第12号は平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項、第22条第1項に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものです。平成22年度決算後の各比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はそれぞれ黒字であり、実質公債費比率は7.4%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったため、比率がバー表示となり、それぞれ早期健全化基準を大きく下回っております。また、

水道事業会計及び公共下水道事業特別会計では、資金不足は発生しておりません。

次に認定第1号から認定第9号は、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算でございます。お手元に配付させていただいております、平成22年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額331億898万1,341円、歳出決算額326億8,325万7,856円、歳入歳出差引額4億2,572万3,485円、翌年度へ繰り越すべき財源として1億9,585万6,605円、実質収支額2億2,986万6,880円となっております。

次に、認定第2号、平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございますが、収入額といたしまして23億9,737万3,960円、支出額といたしまして、19億5,975万1,807円となり、差引額では4億3,762万2,153円の黒字となっております。

次に資本的収入及び支出では、収入額5億3,090万円、支出額6億3,912万1,636円となり、差引額1億822万1,636円の収支不足となっております。

認定第3号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額は95億4,625万9,277円となり、歳出決算額100億2,007万4,957円、歳入歳出差引額4億7,381万5,680円の収支不足額となっております。

次に、認定第4号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認

定の件でございますが、歳入決算額2,779万9,151円、歳出決算額2,779万9,151円、歳入歳出差引額0円となっております。

認定第5号、平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額15億8,350万1,946円、歳出決算額4,538万2,699円、歳入歳出差引額15億3,811万9,247円となっております。

認定第6号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額57億178万6,698円、歳出決算額57億472万8,681円、歳入歳出差引額は294万1,983円の収支不足となっております。

次に、認定第7号、平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額1,243万2,242円、歳出決算額は同額の1,243万2,242円となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

認定第8号、平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額38億3,753万629円、歳出決算額37億4,562万4,705円、歳入歳出差引額9,190万5,924円となっております。

続きまして認定第9号は、平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額6億5,531万7,686円、歳出決算額6億2,852万8,480円、歳入歳出差引額2,678万9,206円となっております。

次に議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）でございますが、現計予算額335億5,960

万2,000円に補正額2億1,462万2,000円を追加し、補正後予算額を337億7,422万4,000円とするものでございます。

内容は、歳入では平成22年度決算が確定したことに伴い、前年度繰越金の全額2億2,986万6,000円の補正予算額を計上いたしております。

歳出では、財政調整基金積立金を決算剰余額の2分の1相当額を積み立てるものの他、地上デジタル波に完全移行したことにより、公共施設が原因者となる電波障害対策施設ごとの電波障害対策施設撤去等委託料その他、過年度分府費返還金、過年度分国庫府費返還金の他、防災関係職員、消防団員等DNA採取業務委託料、市民図書館外壁改修事業などを執行するためのものとなっております。

次に議案第39号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、現計予算額39億1,013万3,000円に補正額9,742万8,000円を追加し、補正後予算額を40億756万1,000円とするものでございます。

内容は、介護保険給付費準備基金積立金を積み立てるものの他、過年度分国庫府費等返還金が主な内容となっております。

次に議案第40号、損害賠償の額を定める件でございますが、平成23年6月23日木曜日の午前7時15分ごろに、発生しました公用自動車による公務中に発生した車両事故にかかる損害賠償の額を定める件です。2トンパッカー車をプラットホームから場外へ移動させた時に、後方確認をおろそかにしていたために、計量室の前に駐車していた相手方車両に衝突をさせたものです。この修理代、92万円は全額、本市の過失割合が100

%と認定され、社団法人全国市有物件共済会から支払われます。

議案第41号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございますが、スポーツ基本法が、スポーツ振興法の全部改正の形で制定されたため、スポーツ振興法を引用している例規を整備するものです。

議案第42号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、本件は、地方自治法の一部を改正する法律及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、摂津市税の一部を改正するものでございます。

その内容でございますが、まず、最初に摂津市税条例の一部改正の第1条は、地方自治法の一部改正により、地方開発事業団に関する規定が削除されたことに伴い、第62条第6項中の地方開発事業団の文言を削除するものでございます。

次に、摂津市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条は、地方税法改正により、条例附則第6項で規定されている条約適用配当等に係る個人の市民税に関する経過措置等において、現行、平成23年12月31日までの規定が2年延長されて平成25年12月31日までに改正するものでございます。

最後に、第3条は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正により、条例附則第4項及び第11項で規定されている条約適用配当等に係る個人の市民税に関する経過措置等において、現行、平成23年12月31日までの規定が2年延長されて平成25年12月31日までに改正するものでございます。

議案第43号、摂津市立保育所条例の

一部を改正する条例制定の件ですが、摂津市立別府保育所の移転に伴う住所地の変更をするものです。

議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもので、公布の日から施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されることとなりました。これに合わせて本市の災害弔慰金の支給等に関する法律を改正するもので、その内容は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。)を加え、ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限ることとするものです。

以上、平成23年第3回定例会に提出いたしております19件の概要説明といたします。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問がございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 質問がないようです。

理事者の皆さんは退席頂いて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 第3回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は、9月8日から9月28日までの21日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の9月8日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

9日が建設常任委員会と民生常任委員会で、建設常任委員会終了後、建設常任委員協議会が予定されています。

12日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。総務常任委員会終了後、総務常任委員協議会が予定されています。

12日の正午が一般質問の届出締切でございます。

続いて、20日が議会運営委員会、22日は本会議で、一般質問です。

26日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

27日及び28日の本会議は、役員改選でございます。

また、28日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、9月8日につきましては、日程1が会期の決定でございます。

日程2が認定第1号など15件で、提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第9号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程3は、報告第10号で、即決、日程4は報告第11号など2件で、一括し

て報告を受けていただきます。

日程5は議案第40号、損害賠償の額を定める件で即決でございます。

次に、3ページでございますが、22日は、一般質問でございます。

26日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が議案第38号、平成23年度一般会計補正予算（第2号）など付託案件の6件で、委員長報告、採決となります。

次に、27日及び28日につきましては、議会役員の改選でございまして、議事日程につきましては、両日とも、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。

以上が議事日程でございます。

次のページの議案付託表につきましては、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後、別にとじております所管別分割表につきましては、認定第1号、平成22年度一般会計歳入歳出決算、議案第38号、平成23年度一般会計補正予算（第2号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

なお、認定第1号、「平成22年度一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、決算書及び決算概要は、平成22年度における課名で表記されておりますが、所管別分割表につきましては、本年4月の機構改革後の事務分掌に基づき、作成しておりますので、よろしくお願いたします。以上、事務局案の説明といたします。

○南野直司委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司委員長 それではそのように

決定いたします。

以上で本委員会を閉会します。

（午前10時24分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 大澤千恵子